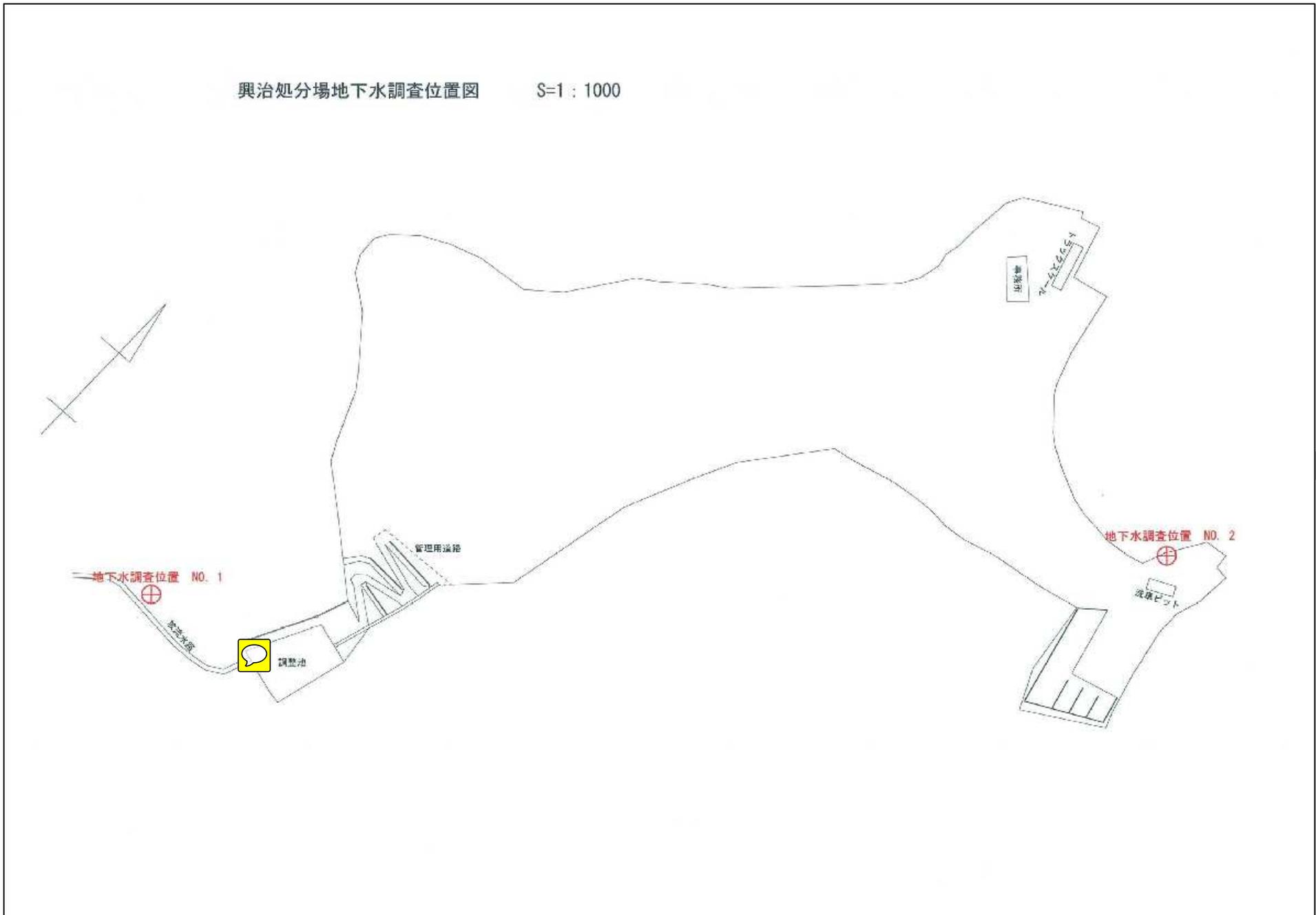


安定型最終処分場 公表する維持管理の状況に関する情報

【イ】埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量			
H23年 8月	取扱品目	単位	数量
	がれき類	m3	429.7
	ゴムくず	m3	0
	ガラス陶磁器くず	m3	104.2
	廃プラスチック類	m3	252.7
	鉄くず	m3	0
【ロ】擁壁の点検に関する次に掲げる事項			
(1) 当該点検を行った年月日及びその結果	H23年8月2日	良好	
(2) 当該点検の結果、擁壁が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	無	無	
【ハ】残余容量の測定を行った年月日及びその結果			
	H22年10月6日	50,908 m3	
【ニ】展開検査に関する次に掲げる事項			
(1) 当該検査の各月ごとの実施回数	207回(品目別)		
(2) 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	無		
【ホ】水質検査に関する次に掲げる事項			
(1) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	別紙 平面図に明示		
(2) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	別紙 計量証明書		
(3) 当該水質検査の得られた年月日			
(4) 当該水質検査の結果			
【ヘ】水質悪化時における生活環境の保全上必要な措置に関する次に掲げる事項			
(1) 当該措置を講じた年月日	無		
(2) 当該措置の内容	無		

興治処分場地下水調査位置図

S=1 : 1000



計 量 証 明 書

平成23年7月26日

株式会社 美 建
三木興治最終処分場 様環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
有限会社 環 研
〒675-0011 兵庫県加古川市野口町北野1297番5
Tel. (079)422-6448
Fax. (079)422-0555
環境計量士(第環2771号) 林 鐵 男

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 地下水観測孔No.1

採取区分 当社採取

採 取 日 平成23年7月11日

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	計 量 の 方 法
* 採取時刻	15:30	—
* 水温 (°C)	17	—
アルキル水銀化合物 (mg/l)	不検出	公共用水域告示 付表2
水銀及びその化合物 (mg/l)	0.00005 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表1
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.001	JIS K0102-54.3
六価クロム化合物 (mg/l)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.002	JIS K0102-61.3
シアン化合物 (mg/l)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
PCB (mg/l)	不検出	公共用水域告示 付表3
トリクロロエチレン (mg/l)	0.003 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/l)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/l)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.0004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
チウラム (mg/l)	0.0006 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表4
シマジン (mg/l)	0.0003 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表5の第1
チオベンカルブ (mg/l)	0.002 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表5の第1
ベンゼン (個/ml)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン (mg/l)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
硼素及びその化合物 (mg/l)	0.44	JIS K0102-47.3
弗素及びその化合物 (mg/l)	0.2	JIS K0102-34.1
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量 (mg/l)	2.0	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度と0.4を乗じた アンモニア性窒素の濃度の合計
備 考 :	(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)	

計 量 証 明 書

平成23年7月26日

株式会社 美 建
三木興治最終処分場 様環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
有限会社 環 研
〒675-0011 兵庫県加古川市野町北野1297番5
Tel. (079) 422-6448
Fax. (079) 422-0555
環境計量士(第環2771号) 林 鐵 男

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 地下水観測孔No.2

採取区分 当社採取

採取日 平成23年7月11日

計量の対象	計量の結果	計量の方法
* 採取時刻	14:50	—
* 水温 (°C)	19	—
アルキル水銀化合物 (mg/l)	不検出	公共用水域告示 付表2
水銀及びその化合物 (mg/l)	0.00005 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表1
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-54.3
六価クロム化合物 (mg/l)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-61.3
シアン化合物 (mg/l)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
PCB (mg/l)	不検出	公共用水域告示 付表3
トリクロロエチレン (mg/l)	0.003 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/l)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/l)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.0004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
チウラム (mg/l)	0.0006 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表4
シマジン (mg/l)	0.0003 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表5の第1
チオベンカルブ (mg/l)	0.002 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表5の第1
ベンゼン (個/ml)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン (mg/l)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
硼素及びその化合物 (mg/l)	0.071	JIS K0102-47.3
弗素及びその化合物 (mg/l)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0102-34.1
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量 (mg/l)	0.8	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度と0.4を乗じた アンモニア性窒素の濃度の合計
備考:	(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)	

計 量 証 明 書

平成23年8月3日

株式会社 美 建
三木興治最終処分場 様環境計量証明事業登録 兵庫県計証第濃64号
有限会社 環 研
〒675-0011 兵庫県加古川市野白町北野1297番5
Tel. (079)422-6448
Fax. (079)422-0555
環境計量士(第環2771号) 林 鐵 男

貴依頼による計量結果を次の通り証明します。

試料名 浸透水

採取区分 当社採取

採 取 日 平成23年7月11日

計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	計 量 の 方 法
* 採取時刻	15:50	———
* 水温 (°C)	26	———
アルキル水銀化合物 (mg/l)	不検出	公共用水域告示 付表2
水銀及びその化合物 (mg/l)	0.00005 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表1
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-55.3
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.002	JIS K0102-54.3
六価クロム化合物 (mg/l)	0.005 未満(定量限界)	JIS K0102-65.2
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.003	JIS K0102-61.3
シアン化合物 (mg/l)	不検出	JIS K0102-38.1, 38.3
PCB (mg/l)	不検出	公共用水域告示 付表3
トリクロロエチレン (mg/l)	0.003 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
ジクロロメタン (mg/l)	0.002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
四塩化炭素 (mg/l)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.0004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.01 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.004 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	0.1 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.0006 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.0002 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
チウラム (mg/l)	0.0006 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表4
シマジン (mg/l)	0.0003 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表5の第1
チオベンカルブ (mg/l)	0.002 未満(定量限界)	公共用水域告示 付表5の第1
ベンゼン (個/ml)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0125-5.2
セレン (mg/l)	0.001 未満(定量限界)	JIS K0102-67.3
硼素及びその化合物 (mg/l)	0.03	JIS K0102-47.3
弗素及びその化合物 (mg/l)	0.5	JIS K0102-34.1
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量 (mg/l)	7.1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃 度と0.4を乗じた アンモニア性窒素の濃度の合計
備 考 :	(*印の項目は、計量法第107条の対象外です。)	